

改正 平成 4 年 7 月 広警務第675号
平成15年 3 月 広警務第436号
平成23年 3 月 広警務第423号
平成28年 1 月 広総務第97号

平成 6 年 9 月 広警務第740号
平成17年11月 広生環第1266号
平成23年 3 月 広警務第492号

各部長・参事官
各所属長

機械警備業者が基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警察機関への通報については、機械警備業者から警察機関への連絡等に関する運用要領（昭和60年10月30日付け広防第720号。以下「旧通達」という。）により暫定的に運用してきたところであるが、この度、別添のとおり、機械警備業者からの警察機関への通報基準（以下「通報基準」という。）を制定し、平成元年 7 月 1 日から施行することとした。

通報基準は、旧通達と基本的な考え方において変更はないが、その取扱いのいかんによっては、誤報の多発等警察活動に諸般の支障が生じ、さらに、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるので、通報基準を所属職員に周知徹底させ、運用上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

機械警備業者からの警察機関への通報基準

第 1 目的

この基準は、警備業法（昭和47年法律第117号）第40条に規定する機械警備業者（以下「機械警備業者」という。）が基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（以下「異常発報」という。）を受信した場合における警察機関への通報等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 通報の種別

機械警備業者が基地局において異常発報を受信した場合における警察機関への通報は、次の種別により行うものとする。

1 確認通報

警備員が現場における事実を確認した後に、警察の初動措置を要すると認める場合に通報することをいう。

2 即時通報

警備員が現場における事実を確認する前に、警察の初動措置を要すると認める場合に通報することをいう。

第 3 通報方法の原則

機械警備業者が基地局において異常発報を受信した場合における警察機関への通報は、原則として確認通報によることとし、その方法は、110番通報によって行うものとする。

なお、基地局が広島県以外に設置されている場合における当該基地局からの通報は、広島県警察本部の代表電話を通じ、内線4444番により総合通信指令室に行うものとする。

第 4 即時通報を認める基準

機械警備業者が基地局において異常発報を受信した場合に、次のいずれかに該当するときは、即時通報を認めるものとし、その方法については、第 3 の規定を準用するものとする。ただし、明らかに誤報であると分かっている場合には、即時通報を認めないものとする。

- （1） 警備員が現場に到着する以前に、警備業務対象施設（以下「対象施設」という。）又は第三者から異常発生の通報があったときなど、現場における異常の事実を確認したとき。
- （2） 二重発報（一つの対象施設に対して 2 系統以上の発信器を設置してある場合で、当該複数の発信系統から前後して異常発報を発信することをいう。以下同じ。）を受信した場合において、当該二重発報が盗難等の事故の発生に伴うものであるとのがい然性が高いと認められるとき。
- （3） 押しボタン方式の発信器を設置する対象施設に係る当該発信器による異常発報を受信した

場合において、基地局から当該対象施設に対し事実の確認を行った結果などから総合的に判断して、当該異常発報が盗難等の事故の発生に伴うものであるとのがい然性が高いと認められるとき。

(4) 生活安全部長が指定した特定の対象施設又は特定の地域にある対象施設（以下「即時通報対象施設」という。）から異常発報を受信したとき。

(5) 金融機関、火薬類取扱所及び銃砲店からの異常発報であって、過去6か月以内に誤報のない対象施設からの異常発報を受信したとき。

第5 即時通報対象施設の指定等

1 指定

生活安全部長は、侵入盗、強盗、放火等が連続的に、又は同一手口により発生している状況があり、当該事件の早期解決のため関係機械警備業者に対する即時通報の依頼が必要であると認めるときは、特定の対象施設又は特定の地域にある対象施設を即時通報対象施設に指定することができる。

2 申請

事件を担当する主管課長（以下「主管課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、即時通報対象施設の指定が必要であると認めるときは、別記様式第1号の即時通報対象施設指定申請書（以下「申請書」という。）により、生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）を経て生活安全部長に申請し、その指定を受けるものとする。

3 協議

生活安全総務課長は、申請書を受理した場合は、地域部通信指令課長及び指定を必要とする理由に関係のある警察本部関係部課長と協議の上、その意見を付するものとする。

4 指定の通知

生活安全部長は、即時通報対象施設を指定したときは、関係部課長及び関係署長に対しては別記様式第2号の即時通報対象施設指定通知書により、関係機械警備業者に対しては別記様式第3号の即時通報対象施設指定通知書により、それぞれ通知するものとする。

5 指定期間

即時通報対象施設の指定期間は、おおむね3か月とする。

第6 指定の変更、更新又は解除の申請

1 主管課長及び署長は、即時通報対象施設の指定を受けた事項について、当該指定の変更、更新又は解除の必要があると認めるときは、別記様式第4号の即時通報対象施設指定変更・更新・解除申請書により生活安全部長に申請を行うものとする。ただし、更新の申請は、指定期間満了の日の10日前までに行うものとする。

2 生活安全部長は、前1の申請に基づき即時通報対象施設の指定の変更、更新又は解除をしたときは、第5の4に掲げる指定の通知をした者に対し、別記様式第5号及び別記様式第6号の即時通報対象施設指定変更・更新・解除通知書により、それぞれ通知するものとする。

第7 署長の責務

1 即時通報対象施設指定通知書を受理した署長は、当該指定期間中における初動捜査体制を確立し、即時通報対象施設に係る盗難等の事故の指令又は手配を受理したときは、确实、かつ、迅速に署員を臨場させ、必要な措置を執るものとする。

2 署長は、機械警備業者からの通報が誤報と判明したときは、その都度、誤報の原因を調査・確認し、改善措置を講じさせるとともに、その結果を速やかに報告させるものとする。

3 同一の対象施設に関して続けて2回以上の誤報があった場合又は同一の機械警備業者に係る対象施設に関して誤報が多発した場合は、誤報防止について抜本的な改善措置を講じるよう当該機械警備業者に対し指導し、さらに、必要な場合においては、行政処分を行うものとする。この場合において、指導した結果については、別記様式第7号の誤報原因調査報告書により生活安全部長に報告するものとする。

第8 運用上の留意事項

1 即時通報を認める場合であっても、警備業法第43条に規定する機械警備業者の即応体制の整備義務は、免除又は軽減されるものではないので、機械警備業者に対する指導監督上誤りのないようにするものとする。

- 2 即時通報対象施設の指定に当たっては、指定の必要性を十分に検討し、警察活動への支障及び機械警備業務の発展への阻害が生じないように、真に必要な指定が行われるよう配慮するものとする。
- 3 機械警備業者に即時通報を行わせるに当たっては、通報の冒頭に即時通報である旨を告げさせるものとする。

第9 報告

関係所属長は、機械警備業者からの警察機関への通報等に係る特異事例、不適切事例、検挙事例等があった場合においては、その都度、生活安全部長に報告するものとする。

別記様式第1号

(第5関係)

別記様式第2号

(第5関係)

別記様式第3号

(第5関係)

別記様式第4号

(第6関係)

別記様式第5号

(第6関係)

別記様式第6号

(第6関係)

別記様式第7号

(第7関係)